競争力強化法に基づく

STARTUP

を支援するBOI措置

詳細

対象者および資格

- タイ法律に基づいて5年以内に設立された法人
- ターゲット産業に該当する奨励対象業種であること
- VCおよび/またはCVCから500万バーツ以上の資金調達
- 本措置に基づいて申請するプロジェクトは他の機関から人件費の支援を受けていない
- 技術移転、株式、現金、その他の品目などの高い外部性を生み出すために、競争力強化基金、適切な組織、またはタイ国に収益を提供すること

13 STARTUP ターゲット産業

スタートアップ向けの恩典

01 人件費に対するサポート ≤ 500万バーツ

- 技術や経営に特化した人材の賃金の50%以内。
- 計算に使用された費用1人当たり10万バーツ/月以内
- サポート期間は2年以内

02 投資奨励法（第25/26条）に基づく外国人技術者・専門家の導入許可

連絡先：CED

競争力強化部
(Competitiveness Enhancement Division)

0 2553 8206

ced@boi.go.th

www.boi.go.th